

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則

(全部局)

第1 計画の目的

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された地域では、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることとされている。

本市は同法に基づく対象地域ではないが、強化地域とは比較的近い位置にあり、東海地震の規模によっては大きな被害も予想されることから、あらかじめ十分な対策を講じておく必要がある。このため、東海地震に関連する情報及び警戒宣言等が発表された場合に本市がとるべき対策を定め、地震防災体制の強化を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合の対応方針

警戒宣言が発令される前に、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことと決定した場合、市において必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

(全部局)

第1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合は、配備体制（震災対策編第2章第2節、「非常参集職員の活動」を参照。）をとり、次の業務を行う。

- (1) 東海地震観測情報（安心情報は除く）の収集及び伝達
- (2) 東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合）
 - ア 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
 - イ 地震災害警戒本部設置の準備
 - ウ 地震防災応急対策の準備
 - (ア) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - (イ) 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - (ウ) 管理している施設の緊急点検
 - (エ) 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

第2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発令された時は、大規模地震に備えた「地震災害警戒本部」の設置等の配備体制（震災対策編第2章第2節、「非常参集職員の活動」参照。）をとり、災害対策本部会議を招集し、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び市民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の情報収集及び県への報告
- (3) 防災対策の実施

第3 参集及び体制の解除

- 1 市職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接した時は、動員命令を待つことなく自己の判断により参集する。
- 2 安心情報である旨も併せて明記された東海地震観測情報が発表された時、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表された時、並びに警戒宣言が解除された時、又は他の体制に移行した時は活動体制を解除する。

第3節 情報の収集伝達

(全部局)

第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

- 1 伝達系統
震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。
- 2 勤務時間内の伝達要領
震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。
- 3 勤務時間外の伝達要領
震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報(定例)	【発表基準】 毎月定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、警戒宣言後の避難状況及び応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

- 1 病院の診療状況、救護班の出動体制
- 2 金融機関の営業状況
- 3 主要食料の在庫状況等
- 4 列車・バスの運行状況、旅客の状況
- 5 電話等の疎通状況、利用制限の状況

- 6 救護医療班の出動体制
- 7 道路の交通規制の状況、車両通行状況
- 8 緊急輸送車両の確保台数
- 9 避難、救護の状況、旅行業者数、社会福祉施設の運営状況、大型店舗・スーパー等の営業状況
- 10 保育園、幼稚園、小中学校等の授業実施状況

第4節 広報

(全部局)

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底、又は突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

なお、市民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第2 活動内容

県及び防災機関等から得た情報について迅速に広報を実施するとともに、同報系防災行政無線、CATV、有線放送、緊急メール、エリアメール、広報車両等を活用するほか、必要に応じて自主防災組織、テレビ、ラジオ、新聞等の協力を得て市民に広報を行う。

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 広報の内容

ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容

イ 関係機関の対応状況等、市民が自らの行動を的確に判断するための事項

ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、市民等が留意すべき事項

エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて市民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報の内容

(1) 警戒宣言及び地震予知情報等

(2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況

(3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

(4) ライフラインに関する情報

(5) 強化地域内外の生活関連情報

(6) 事業者等がとるべき措置

(7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

(8) 家庭において実施すべき事項

(9) 自主防災組織に対する防災活動の要請

(10) 犯罪予防等のために市民のとるべき措置

(11) 金融機関等が講じた措置に関する情報

(12) その他必要な事項

3 問合せ窓口

市民等の問合せに対応できるよう問合せ窓口等の体制を整える。

第5節 避難活動等

(全部局)

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導等、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難勧告、避難指示の対象となる崖地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難について検討する等、避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握・確保する。

第2 活動内容

1 避難の勧告又は指示

- (1) 避難対象地区は、概ね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。
 - ア 崖地、山崩れ崩落危険地区
 - イ 崩落危険のあるため池等の下流地区
 - ウ その他市長が危険と認める地域
- (2) 避難対象地区の市民等に対し、広報車両、同報系防災行政無線、CATV、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難所、避難路及び情報の伝達方法等について十分徹底を図る。
- (3) 警戒宣言が発令された時、市長は避難対象地区に避難勧告又は避難指示を行い、必要と認める地域には、危険防止のための警戒区域を設定する。

また、市長は自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指示を行う。

 - ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ウ 避難所の点検及び収容準備
 - エ 収容者の安全管理
 - オ 負傷者の救護準備
 - カ 避難行動要支援者の避難救護
- (4) 市民は平常時から避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認し地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難所に速やかに避難する。

2 車両による避難

- (1) 警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区を定める。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難所までの距離が概ね4 km以上離れている

等、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の通行管理に支障のないよう、地域の実態に応じて警察本部、管轄の警察署と調整する。

- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に使用する場合は、あらかじめ対象車両、対象人員を確実に把握するとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定める。
- (5) 発災時には、直ちに停車し安全を確認する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。
- (6) 市民は車両による避難を実施する場合、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう協力する。

3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発令された場合の避難先は屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で、在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 屋内避難指針に従い公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握する。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め、要配慮者に配慮した対策を講じる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、次の事項に留意しつつあらかじめ避難方法を調整するものとする。

- (1) 警戒宣言等が発令された場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- (2) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- (3) 屋内避難指針に適合した施設及び知人・親戚宅等の避難先についての検討

5 避難活動

- (1) 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難所の設置及び運営については、次により行う。
 - ア 避難所の生活が円滑に行えるよう、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達方法・備蓄等について定めるとともに、避難生活の維持にあたっては自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難所に受け入れ生活する者は、避難の勧告又は指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者及び滞留旅客に対しては、帰宅支援又は保護等、必要な支

援を講ずる。

ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所を選定する。

エ 設置期間は、警戒宣言が発令されてから解除されるまでの間、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

オ 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。

カ 避難所には、運営のため必要な職員を配置するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の派遣を要請する。

(3) 市民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保

(消防防災課、福祉課、農林水産課、上下水道課)

第1 基本方針

警戒宣言の発令時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、市民自らが確保できないものについて、緊急物資として斡旋するとともに円滑な物資流通に配慮する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水の確保について、市及び県は必要な措置を講ずる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で食料及び生活必需品の非常持出しができなかった市民等に対して、緊急物資の支給が必要なときは、物資の調達又は斡旋を行う。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況を把握するとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 物資拠点の開設を準備する。
- (4) 必要に応じ県に対し緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。
- (5) 避難対象地区以外において、市民が食料及び生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し極力営業を継続するよう要請する。
- (6) 平常時から生活必需品等を備蓄するよう、市民に対して周知する。
- (7) 市民は、平常時から食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、災害発生時には緊急物資、非常持出品を整理、搬出するものとし、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく冷静に行動する。

2 飲料水の確保

- (1) 市民に対して貯水の励行について啓発、広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応急給水受入体制を整える。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置を講ずるよう準備する。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 物資拠点の開設を準備する。
- (6) 市民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動

(市民課、福祉課、生活環境課、市立大町総合病院)

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関と連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動の体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため最大限の準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

- (1) 医師会等に対し救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給を要請する。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送を準備する。
- (5) 市民に対し、救護所及び応急救護を行う指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

市及び県は、地震発生に備えて保健衛生体制を確立し、応急用資機材を準備するとともに、市民は、自らの力で完結するよう努める。

- (1) し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 市民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自らの力で完結するよう努める。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

(子育て支援課、学校教育課)

第1 基本方針

学校等においては、平素から地震予知情報等が発表された時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先にした対策を講ずる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画を策定するとともに対策を実施する。

第2 活動の内容

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業や学校行事等を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間は原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発令された場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園等の事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行うことを決定した時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとることができる。

- 1 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率して集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- 2 児童生徒等は帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難所又は学校等で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の方法を確認する。
- 3 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、市又は市教育委員会及び県教育委員会へ報告する。
- 4 保護した児童生徒等の生活に必要な食料、水、生活必需品等の確保については、市と協議のうえ対策を講ずる。
- 5 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒等に対し、次の事項を徹底する。
 - (1) ブロック塀、橋、崖下等の危険箇所から離れること。
 - (2) 学校か自宅のいずれか近い方に避難することを原則とすること。
 - (3) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないこと。

第9節 消防・救急救助対策等

(全部局)

第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、市は市地域防災計画及び広域消防計画に基づき、平常時の業務を中止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

- 1 正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 2 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 3 火災発生の防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
- 4 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 5 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館等に配置した資機材等を確認する。

第10節 売り惜しみ・買い占め等の防止

(市民課、商工労政課)

第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、悪質商法や売り惜しみ、買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

- 1 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報不足、混乱により生活必需品の需給の逼迫を回避するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 市民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第11節 交通対策

(市民課、情報交通課)

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講ずる。

なお、県、県公安委員会、道路管理者は、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請する。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

- (1) 市は、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言後の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請する。
- (2) 市は、関係事業者、団体等と連携して滞留旅客対策を行う。

2 鉄道に関する事項

市は、関係事業者と連携して滞留旅客対策を行う。

第12節 緊急輸送

(消防防災課)

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議のうえ地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

3 市は、必要に応じて、震災対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用」により、ヘリコプターの出動を要請する。

4 地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第2章第9節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両等確認事項」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。